

標準戦略対応審査ガイドライン

令和 8 年 6 月
特 許 庁

I. はじめに.....	2
II. 標準戦略対応審査を申請するための事前手続.....	4
III. 標準戦略対応審査の申請.....	5
1. 標準戦略対応審査の対象となる特許出願.....	5
2. 申請ができる者.....	5
3. 申請方法.....	5
IV. 標準戦略対応審査の進め方.....	9
1. 特許庁側取りまとめ担当者の通知.....	9
2. 面接.....	9
3. 審査着手.....	9
4. 標準戦略対応審査の対象からの取下げ.....	10
5. 審査の着手予定月の変更.....	10
V. その他の留意事項.....	11
1. 情報管理.....	11

本施策に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班

電 話：03-3581-1101 (内線 3107)

メール：PA2160@jpo. go. jp

I. はじめに

研究開発成果としての知的財産（知財）を市場獲得と市場拡大の両立へとつなげるためには、標準化と知財の一体的な活用を適切に進める必要があります。

標準化と知財の一体的な活用を適切に進めるために重要な事項の一つとして、標準動向を踏まえて知財の権利化、例えば特許権の取得を行うことが挙げられます。しかしながら、標準化のプロセスと特許審査のプロセスは独立していることから、事業者等において両者のタイミングを調整することは難しく、標準に合わせて効果的に特許権の取得を行うことが課題となっていました。

そこで、標準に関係する特許出願について、標準開発の進捗に合わせた柔軟な特許審査を可能とするため、以下のコンセプトに基づき、標準戦略対応審査を開始します。

なお、本施策は、利用状況を見極めつつ、ユーザーの意見も踏まえて柔軟に見直しを行います。

【標準戦略対応審査のコンセプト】

- 出願人自身又は発明者の属する企業等が標準化活動（規格の制定・普及に向けた活動）を行っている技術に関する特許出願について、出願人の希望するタイミング（審査請求から最大24か月後¹）に着手します。
- 出願人が審査官へ、標準戦略における標準対象技術の位置づけ、標準と出願の関係、各出願の技術説明等を行うことで、審査官は、標準の内容及び標準における特許出願の位置づけ等を把握した上で、審査を行います。

標準戦略対応審査の概略フローは以下のとおりです。

¹ 本施策は、特許審査のプロセスよりも一般的に時間を要する標準化のプロセスに合わせて特許審査のタイミングを調整するものであるため、出願人の希望可能なタイミングは、最短で審査請求から12か月後とします。

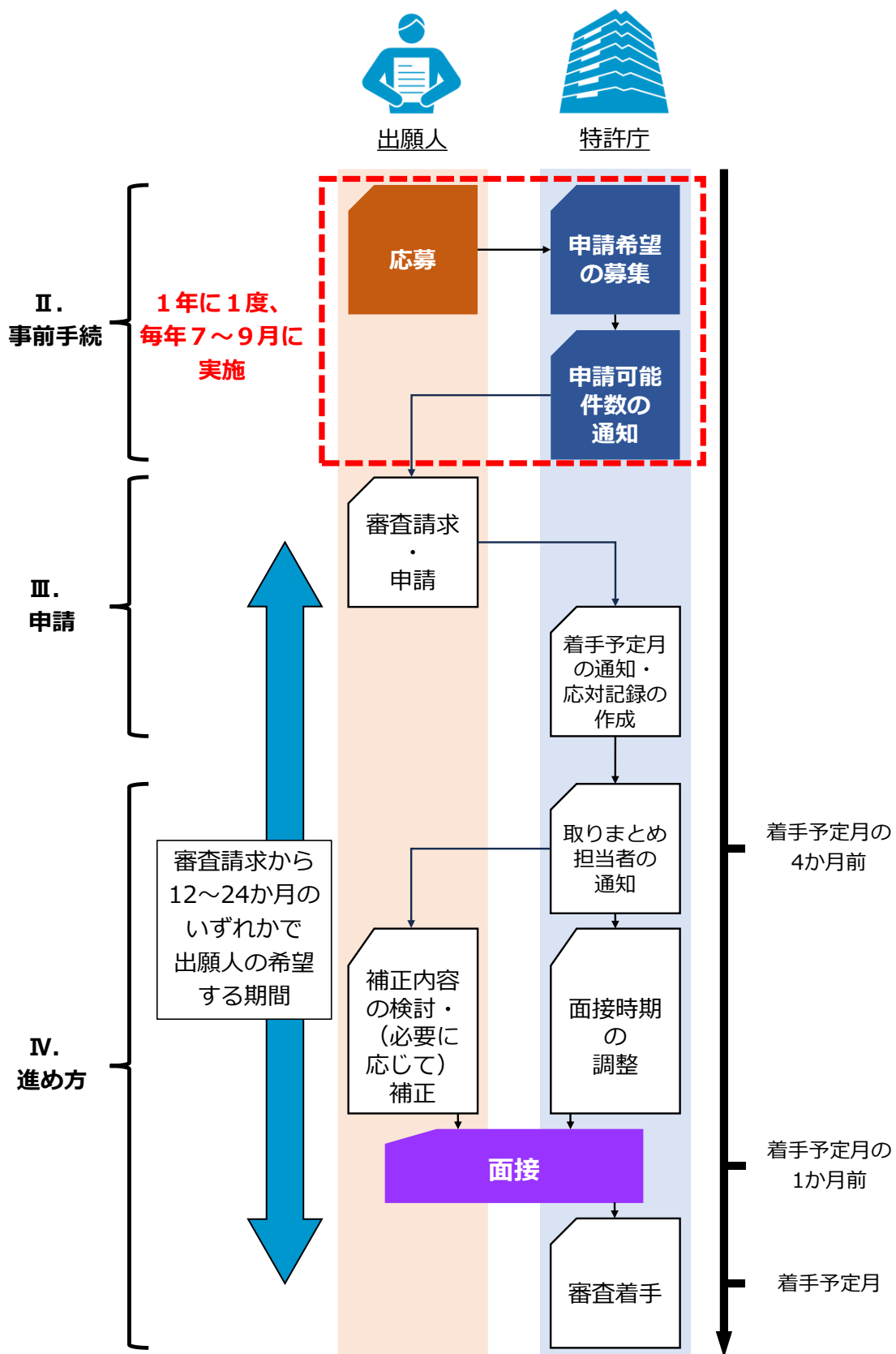


図1 標準戦略対応審査の概略フロー

Ⅱ．標準戦略対応審査を申請するための事前手続

標準戦略対応審査の申請を希望する出願人は、事前手続として、申請希望者の募集に応募する必要があります。

毎年7月に、その年の10月1日から翌年の9月30日までの1年間に標準戦略対応審査の申請を希望する出願人の応募を受付けます（例えば、令和8年7月の募集では、令和8年10月1日～令和9年9月30日までの1年間で標準戦略対応審査の申請を希望する出願人の応募を受付けます。）。**応募に当たっては、当該1年間に申請を予定する出願番号のリストを提出します。**

応募を開始したこと及び応募方法の詳細は毎年6月中旬頃に特許庁のホームページで公表する予定です。当該1年間に申請を希望する出願人は、ホームページを確認の上、必ず応募をしてください²。応募をしなかった出願人は、当該1年間に標準戦略対応審査の申請ができません。

応募の締切り後、特許庁から応募した各出願人へ、テーマ（技術範囲）³ごとに、当該1年間における標準戦略対応審査の申請可能件数を通知します。各出願人の申請可能件数は、応募に当たって提出した出願番号のリストから把握可能な当該1年間の申請予定件数及び本施策の過去の申請件数等を総合的に考慮し、決定します⁴。

² 代理人も応募が可能ですが、出願番号のリストに含まれる出願全件に対して代理権を有する必要があります。また、弁理士法人が代理人として選任されている場合は、当該弁理士法人に所属する弁理士は応募可能です。

³ <https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/fi/document/themecode/00.pdf>

⁴ 本施策の趣旨に反する申請を行ったことが事後的に判明した場合には、そのような申請の件数も考慮します。

Ⅲ. 標準戦略対応審査の申請

1. 標準戦略対応審査の対象となる特許出願

標準戦略対応審査の対象となる特許出願は、以下の(1)～(2)の要件を満たす特許出願です。

- (1) 出願人自身又は発明者の属する企業等が、標準化活動⁵（規格の制定・普及に向けた活動）を行っている技術に関する特許出願
- (2) IIで提出した出願番号のリストに記載されている特許出願（出願番号のリストに国際出願番号を記載した場合には、当該国際出願を日本国特許庁に国内移行した特許出願）

ただし、審査請求から5開庁日以内に所定の申請を行う必要があります。詳細は、Ⅲ. 3. 申請方法を参照してください。

2. 申請ができる者

標準戦略対応審査の申請をできる者は、IIの事前手続を行い、申請可能件数の通知を受領した出願人とします⁶。

3. 申請方法

標準戦略対応審査を申請する場合、出願人は、対象となる出願の審査請求日から起算して5開庁日以内に、以下の①及び②の両方の手続を行ってください。5開庁日以内に両方の手続がなされておらず、一方の手続のみがなされている場合には、標準戦略対応審査の対象となりません。

なお、標準戦略対応審査の申請に際しては、特許庁への手続に係る手数料は不要です。

審査請求後の申請手続の流れは以下のとおりです。

⁵ 標準化活動には、例えば、実際に標準化に係る会議又は会合等に参加すること及び標準の開発に関与している機関・団体に対して提案を行うことが含まれます。

⁶ 代理人も申請が可能ですが、申請に含まれる出願全件に対して代理権を有する必要があります。また、弁理士法人が代理人として選任されている場合は、当該弁理士法人に所属する弁理士は申請可能です。

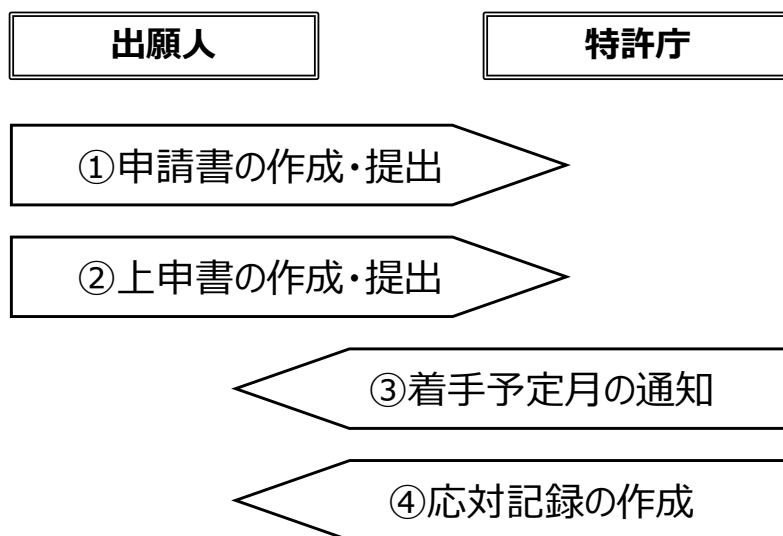


図2 申請手続の概略フロー

① 標準戦略対応審査の申請書の作成・提出

特許庁のホームページから申請書（Microsoft® Excel 形式）をダウンロードし、申請書の作成要領に従って、標準戦略対応審査の申請に必要な情報を申請書に記載してください。申請書には、出願人側担当者の情報、標準戦略対応審査の対象とすることを希望する特許出願の出願番号、審査の着手希望時期、標準の説明（標準を開発する機関・団体等の名称、標準開発のタイミング（見込み）、開発される標準がどのようなものであるか）を記載します。

申請書には、1つの特許出願のみを記載できるほか、標準に関連する複数の特許出願をまとめて記載することもできます。ただし、当該1年間に申請を行った特許出願の件数の累計が、IIで通知した申請可能件数を超えないように注意してください。出願人は、「申請書」と、「申請書に記載した特許出願に関する技術について標準化活動を行っていることを示す書類⁷」をメールに添付して下記まで提出してください。

特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班

メール：PA2160@jpo.go.jp

② 上申書の作成・提出

出願人は、①の申請書に記載した全ての特許出願について、特許出願ごとに、標準戦略対応審査の申請をする旨の上申書を提出してください。上申書には、出願人自身又は発明者の属する企業等が標準化活動を行っている機関・団体の名

⁷ 標準化に係る会議・会合等に参加していることを示す書類（議事録や参加ログ等）又は標準の開発に関与している機関・団体に対して行った提案書類（寄書等）のことです。

称、審査の着手希望時期、標準戦略対応審査の対象とすることを希望する旨を記載します。

上申書の【上申の内容】欄の記載例は、下記のとおりです。

【上申の内容】

本願は、出願人自身又は発明者の属する企業等が、「●●（標準化に係る会議・会合等を主催している機関・団体の名称又は標準の開発に関与している機関・団体の名称）」で標準化活動を行っている技術に関する特許出願であるので、標準戦略対応審査の対象として、令和〇年〇月（審査請求から12か月以上24か月以内のいずれかの年月を記載してください。）の審査着手を希望します。

③ 申請結果及び審査の着手予定月の通知

申請書の記載事項等について不備の有無を確認した上で、申請された特許出願を標準戦略対応審査の対象とする場合には、特許庁から出願人側担当者に対象とする旨及び審査の着手予定月をメールで通知します。

なお、申請書の記載事項等を検討した結果、標準戦略対応審査の対象としない場合には、出願人側担当者にその旨をメールで通知します。例えば、以下に示すような場合には標準戦略対応審査の対象となりませんので参考にしてください。

【標準戦略対応審査の対象としない事例】

- ・ 申請書に記載した特許出願と標準化活動を行っていることを示す書類との関連性が何らない場合。
- ・ IIで提出した出願番号のリストに記載されていない特許出願が申請書に含まれる場合。
- ・ 審査の着手希望時期が、審査請求から11か月以内である場合。
- ・ 審査の着手希望時期が、審査請求から24か月を超えている場合。
- ・ 当該1年間に申請を行った特許出願の件数の累計が、IIで通知した申請可能件数を超えている場合。

④ 応対記録の作成

特許庁は、標準戦略対応審査の対象とする特許出願について、標準戦略対応審査の対象とする旨及び③で通知した着手予定月を記載した応対記録を、特許出願ごとに作成します。また、同様に特許庁は、標準戦略対応審査の対象としない出願について、標準戦略対応審査の対象としない旨を記載した応対記録を、特許出願ごとに作成します。

作成する応対記録の例は、下記のとおりです。

(標準戦略対応審査の対象とする特許出願に対して作成する応対記録)

【応対記録の「記」欄】

本願について、標準戦略対応審査の対象として、令和〇年〇月（③で通知した着手予定月）以降できる限り速やかに審査着手します。

(標準戦略対応審査の対象としない特許出願に対して作成する応対記録)

【応対記録の「記」欄】

本願について、標準戦略対応審査の対象としません。令和〇年〇月（②の上申書の提出日）付け上申書の記載に関わらず、審査着手します。

なお、①で提出した申請書と、申請書に記載した特許出願に関する技術について標準化活動を行っていることを示す書類は、出願人の事業に関連する情報であることから、応対記録の続葉等として電子ファイルに格納せず、閲覧や J-PlatPat からの照会などにより第三者に提供されることはありません。

IV. 標準戦略対応審査の進め方

標準戦略対応審査を担当する審査官は、面接ガイドラインに基づき、原則として、標準戦略対応審査の対象となった全ての出願（ただし、標準戦略対応審査の対象から取下げた出願を除く。）について面接を行います^{8, 9}。

1. 特許庁側取りまとめ担当者の通知

Ⅲ. 3. ③で通知した着手予定月の4か月前に、出願人側担当者へ、特許庁側取りまとめ担当者の情報を通知します。

なお、特許庁側取りまとめ担当者を通知する前であれば、出願人は、自らの申請により標準戦略対応審査の対象となった出願のうち、特定の出願を標準戦略対応審査の対象から取下げることが可能です。詳細は、IV. 4. 標準戦略対応審査の対象からの取下げを参照してください。

2. 面接

出願人側担当者は、特許庁側取りまとめ担当者とスケジュール調整を行い、着手予定月の1か月前を目安に面接を実施します。出願人は、必要に応じて、可能な限り面接までに、標準の内容に対応した権利範囲となるように請求項を補正してください。

面接には出願人（出願人本人や、責任ある応対をなし得る知的財産部員等）が出席し、標準戦略における標準対象技術の位置づけの説明、標準と出願の関係の説明、各出願の技術説明等を行ってください。なお、標準戦略対応審査の対象となった出願の数が多い場合は、複数回に分けて実施してもかまいません。

面接終了後、標準戦略対応審査を担当する審査官は、出願ごとに面接記録を作成します。ただし、面接記録には、標準戦略における標準対象技術の位置づけの説明など、出願人の事業に関連する情報は記載しません。

3. 審査着手

標準戦略対応審査を担当する審査官は、Ⅲ. 3. ③で通知した着手予定月以降できる限り速やかに審査着手します。

⁸https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/mensetu_guide_index/tokkyo.pdf

⁹代理人が選任されている場合、面接には、やむを得ない事情がある場合を除き、代理人も参加してください。（面接ガイドライン【特許審査編】p.7参照）

4. 標準戦略対応審査の対象からの取下げ

特許庁側取りまとめ担当者の通知前であれば、出願人は、自らの申請により標準戦略対応審査の対象となった出願のうち、特定の出願を標準戦略対応審査の対象から取下げることが可能です。取下げを希望する出願人は、下記まで連絡してください。

特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班
メール：PA2160@jpo.go.jp

特許庁は、標準戦略対応審査の対象から取下げる旨の申請があった場合、その旨を記載した対応記録を作成します。対象から取下げられた出願は、Ⅲ. 3. ③で通知した着手予定月を待たずに、審査着手します。

(対応記録例)

【対応記録の「記」欄】

本願について、標準戦略対応審査の対象からの取下げ申請があったため、令和〇年〇月（Ⅲ. 3. ③の通知をした日）に通知した着手予定月を待たずに、審査着手します。

5. 審査の着手予定月の変更

Ⅲ. 3. ③で通知された審査の着手予定月の変更を希望する場合、出願人側担当者は、変更を希望する旨及び希望する着手予定月（希望可能な着手予定月は、審査請求から12か月以上24か月以内です。）を下記まで連絡してください。

- ・Ⅳ. 1の特許庁側取りまとめ担当者の通知前：
特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班
メール：PA2160@jpo.go.jp
- ・Ⅳ. 1の特許庁側取りまとめ担当者の通知後：
特許庁側取りまとめ担当者

着手予定月の変更が可能な場合には、特許庁から新たな着手予定月を出願人側担当者に通知します。標準戦略対応審査を担当する審査官は、当該変更後の着手予定月に従って面接を実施するとともに、審査着手します。

V. その他の留意事項

1. 情報管理

標準戦略対応審査では、出願人の事業に関連する情報を取扱うことから、申請から審査完了に至るまで、申請書や審査資料等の管理に最大限の注意を払う必要があります。

例えば、特許庁とメールにて申請書等の送受信を行う際は、暗号化（パスワード設定）を行うなど、情報の保護に留意してください。